

平成 30 年 12 月 25 日

各就労継続支援 A 型事業者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

平成 31 年度以降の就労継続支援 A 型の基本報酬の算定について

日頃は、本市障害福祉行政の運営にご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月の報酬改定において、就労継続支援 A 型サービス費の算定にあたり利用開始時には予見できない事由により短時間労働となった場合の取り扱いが示されました。

つきましては、利用開始時には予見できない事由により短時間労働となった場合の本市への届出にあたり、下記の内容をご確認いただきご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 報酬改定後の A 型サービス費について

留意事項通知により「前年度に雇用契約を締結していた利用者の 1 日の平均労働時間数は、雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間を延べ利用者数で除して算出するものとする。ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1 日の労働時間が 4 時間未満のことをいう。）となった場合、当該短時間労働となった者については、短時間労働となった日から 90 日分を限度として、延べ労働時間数及び利用者数から除外しても差し支えないこととし、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出ること。」とされています。

4 月の体制届に合わせ、適用対象者がおり算定除外を検討されている事業者については、事前に下記担当までご連絡ください。

2 算定時の留意事項

（1）利用開始時には予見できない事由の該当について

「予見できない事由」とは、従前の短時間利用減算の対象除外の考え方と概ね同様、利用開始時にアセスメントが適切に実施されたことを前提に、利用開始以降に生じた下記の事由などにより労働時間が短時間となった場合を想定しています。

- ・筋ジストロフィーを罹患している利用者が、利用開始時には予見できない病状の進行により短時間労働となってしまった場合
- ・利用開始後に病気等で入院し、退院直後の労働が短時間となってしまう場合

- ・家族の介護を受けながら利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要になってしまった場合
- ・精神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となつてしまった場合

また、当該事由はある程度継続（概ね2週間程度以上）して短時間労働となる場合を想定しており、下記の事由のようなその日1日のみ等、単発的に短時間労働となつたものは認められません。

＜認められない事由（例）＞

- ・精神障害の利用者で、当初はできると判断し利用を開始したが、開始後寝坊による遅刻などで短時間労働になる場合
- ・精神障害の利用者で、日常的な通院のため遅刻し短時間労働になる場合
- ・かぜ等の体調不良により早退等、単発的に発生した事由による短時間労働の場合

（2）「労働時間」について

労働時間は、実際に利用者が労働した時間をいうものであり、休憩時間や昼食時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間、送迎時間、利用者が単に事業所内に滞在している時間等、賃金の支払いが生じない時間は労働時間には含めません。

年次有給休暇を取得した場合や健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間に含める。

3 事前申出について

（1）申出方法

上記の算定時の留意事項を確認後、当該年度中に該当する適用対象者がおり、翌年度に除外の適用を受けたい場合、適用対象者の状況を整理していただきお電話にてご連絡ください。また、申し出の期限は各年度とも前年度1月末とします。

なお、内容を確認させていただいた後、手続き等をご案内させていただきます。

問い合わせ先	名古屋市健康福祉局障害者支援課 指定指導係 指定担当 TEL052-972-3965 ※「A型算定除外の適用について」とお伝えください。
--------	--

（2）申出期限 平成31年1月31日（木） 【平成31年度適用の場合】

※期限までにご連絡がない場合、翌年度の算定除外適用ができないことがありますのでご注意ください。

名古屋市健康福祉局障害者支援課

指定指導係 指定担当

TEL：052-972-3965 FAX：052-972-4149